

II いじめへの対応編

目 次

1	いじめについての基本認識	17
	～ 悲劇を繰り返さないために、今、改めて基本に立ち返る ～	
2	早期発見	20
	・いじめ発見のチェックポイント	
3	基本的な指導姿勢・体制	21
4	実態把握	22
5	いじめられた児童生徒への指導・支援	23
6	いじめた児童生徒への指導・支援	25
7	関係児童生徒（いじめを取り巻く児童生徒）への指導・支援	27
	(1) 学級での指導例	
	(2) 全校での指導例	
8	保護者への対応	29
	(1) いじめた児童生徒の保護者への対応	
	(2) いじめられた児童生徒の保護者への対応	
	(3) カウンセリング・マインドを生かした保護者との面談の在り方	
9	関係機関との連携	29
10	基本的な対応	30
11	いじめの未然防止	31
12	教育相談の在り方	33
	(1) 教育相談の手法	
	(2) 面接相談の流れ	
13	生活体験・社会体験等の充実	35
14	児童生徒理解を深める校内研修の工夫	36
	(参考資料)	
	いじめ早期発見・対応の流れ	37

II いじめへの対応編

1 いじめについての基本認識

いじめについての基本認識

～ 悲劇を繰り返さないために、今、改めて基本に立ち返る ～

- 深刻ないじめは、どの児童生徒にも起こり得ます。
 - どの児童生徒も被害者はもちろん、加害者になりうるという「事実」を正しく理解し、適切に対応します。
 - 被害者や加害者になりそうな児童生徒を発見・予見して対応しようとするよりも、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行います。
- いじめは見えにくい構造をしています。 → 見ようとしなければ見えません
 - 各学校においては、「見えにくい」といういじめの特性を十分に理解し、いじめの認知については、日常的な実態把握と定期的な情報収集など、多様な方法を組み合わせて、複眼的にいじめの把握に努めます。
 - いじめの認知については、教職員全員が理解を深めることが大切です。

教職員の「いじめの認知のズレ」が、いじめ行為の見逃しにつながり、ひいては、いじめを容認していると児童生徒に受け止められ、加害側の行為をエスカレートさせたり、被害側に教職員へ相談することをためらわせたりすることにもなりかねません。

- いじめがあったかどうかの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。
 - いじめられた児童生徒の立場に立って行うことは、いじめの見極めの原点です。

以前の定義は、「自分より弱いものに対して」と表現され、主語がいじめた児童生徒でしたが、現行の定義では「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から」と表現され、主語がいじめられた児童生徒に変更されています。これらの見直しからも、いじめがあったかどうかの判断（認知の捉え方）は、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことを示唆しています。

- いじめにつながる可能性があるすべての事例に対して、適切に対応することが大切です。
- いじめの認知があって、対応がはじまります。
 - いじめの認知件数の増加によって、学校や教職員の指導力が問われるものではありません。
 - 認知件数の増加は教職員の感性和指導力の表れだとも言えます。

いじめの認知については、基本的に、各学校で個々の児童生徒の状況把握を十分に行った上で、「いじめの定義」に当たるか否かの判断を行います。教職員一人一人の判断基準に違いが生じる可能性も十分に考えられます。そこで、いじめの認知については、「いじめの積極的な実態把握を行うこと」と「いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」という観点から、以下のような場合はいじめとして認知し対応することが望ましいと考えます。

- ① アンケート調査等がいじめられていることを訴えている児童生徒の場合
- ② 日常行われている児童生徒の観察や日記等により、気になる児童生徒及び第三者からいじめられているという情報を得た児童生徒で、教育相談等の実施を経て、いじめの事実が把握できた場合

早期発見・早期対応に努めます。

- いじめにおいては、早い段階での組織的な「気付き」と迅速な「対応」が全ての基本です。
- いじめを把握した時は、何よりも「被害者保護」を最優先し、二次的問題（不登校、自傷行為、仕返し行動等）を未然に防ぐためにも、早期に対応し、解決を図る必要があります。

いじめは人間として決して許されない行為です。

- 「いじめは人の尊厳を犯す卑劣な行為である」という意識をすべての教職員がもち、全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、指導の徹底を図らないといけません。
- 児童生徒に対して、自らの行為の結果責任を自覚させ、社会を構成する一員として、加害行為・侵害行為には社会的非難（制裁と更正要請）が伴うことを学ばせることが大切です。

いじめは、現実には身体・生命、財産の安全を脅かし人格を傷つける加害行為であり、重大な人権侵害行為であるという認識に立ったとき、児童生徒や保護者に説得力のある指導・説明をするためには、道徳や人間関係のモラルに加え、法教育の観点から伝えることが大切です。

いじめる子がいなければ、いじめは起きません。

- いじめの対応においては、被害者を守ることはもちろんのことですが、すべての児童生徒を加害者にさせないこと（未然防止への取組）に力を注ぐことが最も大切です。
- 深刻ないじめを減らしていく中で成果を上げているのが、「いじめを生まない」という未然防止の発想に立った取組です。

誰もが巻き込まれるいじめの場合、一部の児童生徒を想定した取組よりも全員を対象とした取組が合理的かつ効果的です。児童生徒が安心できる、自己有用感を感じることができる場所や機会を提供できる授業づくりや集団づくりが未然防止につながります。

関係機関との積極的な連携が必要です。

- 関係機関との積極的な相談・連携・協働を図り、いじめの解消に努めることが重要です。

いじめ事案の中でも、いじめられている児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合に、直ちに警察に通報・相談するなど、連携した対応を取ることが重要です。このように学校が、いじめている児童生徒に対し、毅然とした対応をとっていくためには、日頃から保護者に周知を図り、理解を得ておくことが重要です。

教職員の日々の関わりこそが、いじめ問題を未然に防ぐ、最も大きな力です！

- 教職員の誠実で責任ある児童生徒への日々の関わりが、いじめの認知件数をはるかに上回る児童生徒を救っているのも事実です。

未然防止では体系的な「教育的な予防」の生徒指導（積極的な生徒指導）の展開が必要です。しかし、教職員の日々の児童生徒への関わりこそが、いじめをはじめ、様々な問題行動等を未然に防止するために最も大きな力となっていることを改めて確認する必要があります。児童生徒の声に耳を傾け、心に寄り添い、適切な取組を展開するなど、学校、教職員の指導力が問われています。

いじめの定義について

平成25年6月28日公布された、「いじめ防止対策推進法」により、いじめの「定義」が示された。今回の定義は、毎年、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「諸問題調査」という。平成28年度調査から、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の名称に変更。）」における定義が正式に法制化されたものであり、基本的ないじめの捉え方については、変わっていない。

<諸問題調査上の定義変更のポイント>

- 平成18年度の調査より定義を変更
- いじめがあったかどうかの判断を「いじめられた児童生徒の立場に立って行う」ことを強調
 - ※ 教職員が大丈夫と判断しない
- 発生件数から認知件数への変更
 - ※ 実際に発見した件数ではなく、いじめにつながる可能性がある全ての事例に適切に対応
 - ※ 先生方のいじめに対する意識化をねらった変更

いじめの未然防止！

いじめ防止対策推進法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

諸問題調査上の定義 平成18年度～

一定の人間関係にあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

諸問題調査上の定義 昭和60年度～平成17年度

自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。

発見の遅れ

早期発見

あまり深刻に感じていないから「いじめ」じゃない

継続的でないか「いじめじゃない」



2 早期発見

いじめを解決するには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期に対応することが最大のポイントです。教職員は、児童生徒の毎日の様子を観察し、児童生徒が発する「小さなサイン（言葉、表情、しぐさ、行動）」を見逃さず、発見することが大切です。

また、いじめは見えにくい構造をしており、教師が見ようとしなければ見えません。各学校においては、定期的なアンケートや教育相談の実施など、多様な方法を組み合わせて児童生徒の実態を把握することが大切です。（日常的な実態把握と定期的な情報収集の組み合わせが必要）

【 いじめ発見のチェックポイント（学校用） 】

■ 登下校時

- 遅刻・欠席が増える。（3日目までにチェック）
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 教師と視線を合わせず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
- 一緒に登下校する友人が違ってくる。

■ 朝の会・SHR

- 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。
- 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- 担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■ 授業中

- 保健室、トイレに頻繁に行くようになる。
- 学習用具等の忘れ物が目立つ。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 周囲の児童生徒が机、椅子を離して座ろうとする。
- 教科書、ノート等に落書きや汚れがある。
- 正しい答えを冷やかされたり発言すると周囲がざわめいたりする。
- 他の児童生徒から発言を強要されたり突然個人名が出たりする。
- グループワークをする際に、よく取り残される。

■ 休み時間・昼食・清掃

- 給食・弁当等を一人で食べることが多い。
- 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- 遊びと称して、友達とふざけあっているが表情がさえない。
- 清掃が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

■ 帰りの会・SHR・放課後・部活動

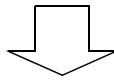
- 用事がないのに、教師の近くや職員室の周りにいる。
- 靴や傘など、持ち物が紛失する。
- 帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。
- 配付したプリント等が特定の児童生徒に渡らない。
- あわてて下校する。またはいつまでも学校に残っている。
- 一人で準備や後始末をしている。
- 部活動に出てこないことが多くなる。また、はっきり理由を言わないで急に部活動を辞めたいと言い出す。

4 実態把握

いじめられた児童生徒といじめた児童生徒とが、同席した状態で事情を聞いたり、事実の突き合わせをしたりすると、どうしてもいじめられた児童生徒が一方的に非難される傾向があり、指導が難しくなるため、できるだけ避けるようにします。

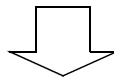
《 いじめられた児童生徒から事実を聞くポイント 》

いじめられた児童生徒に事実を尋ね、その事実といじめを受けたことによる心理的ダメージをしっかりと理解することが大切です。



《 いじめた児童生徒に事実を確かめるポイント 》

- (1) いじめた児童生徒に事実を確認していきませんが、いじめている意識がないこともあるので、周囲の児童生徒からも事実を聞くようにしなければなりません。
- (2) どのような場合でも、毅然とした態度でいじめた児童生徒には、その行為が不当であることを指導していきます。
- (3) いじめた児童生徒に事情を聞く場合は責めるだけでなく、いじめという行為をやめて、正しい人間関係を築けるように指導することが必要になります。
状況によっては、今の気持ちはどうであるかを聞くことから話を始めて、指導を展開していくこともあります。

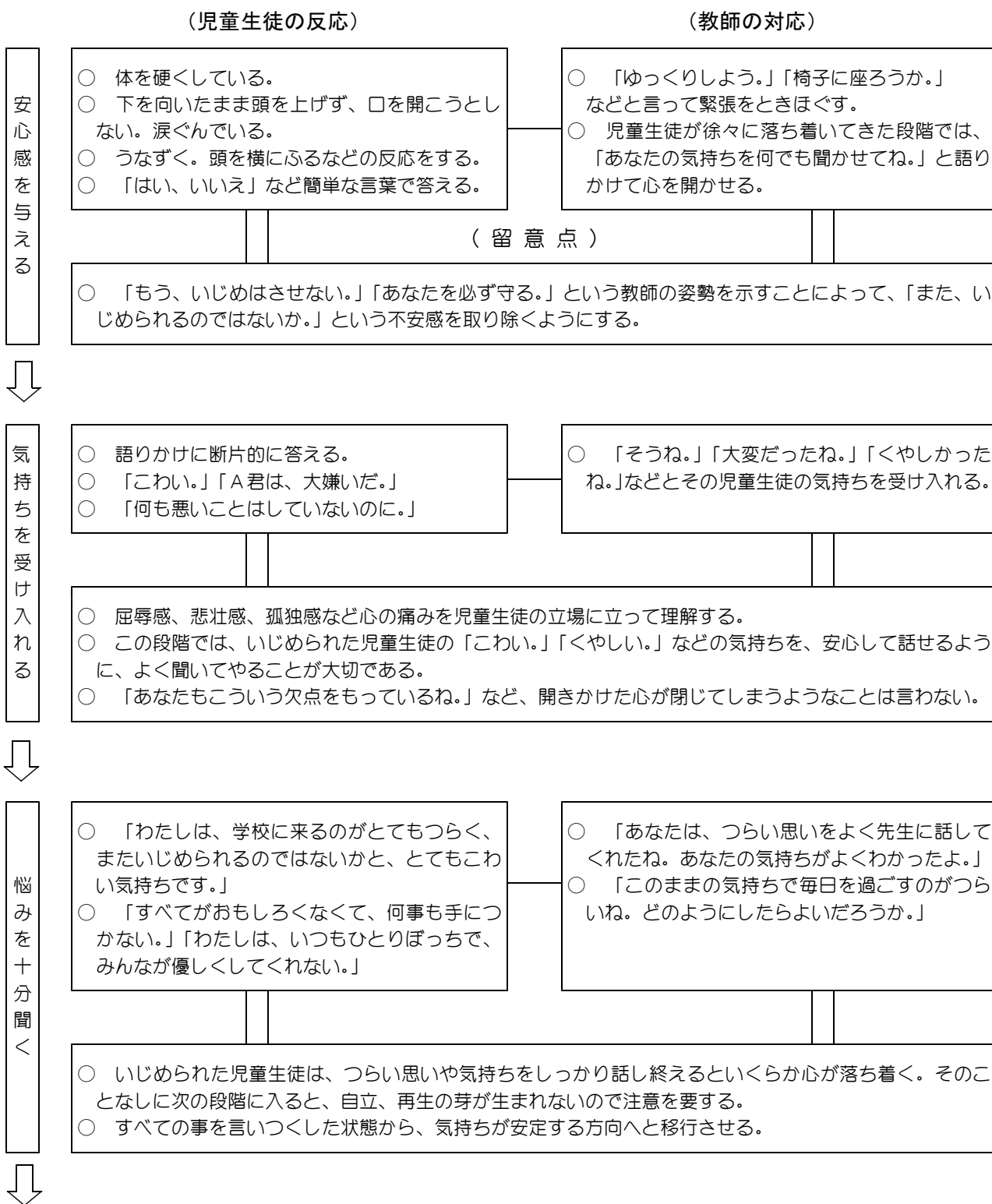


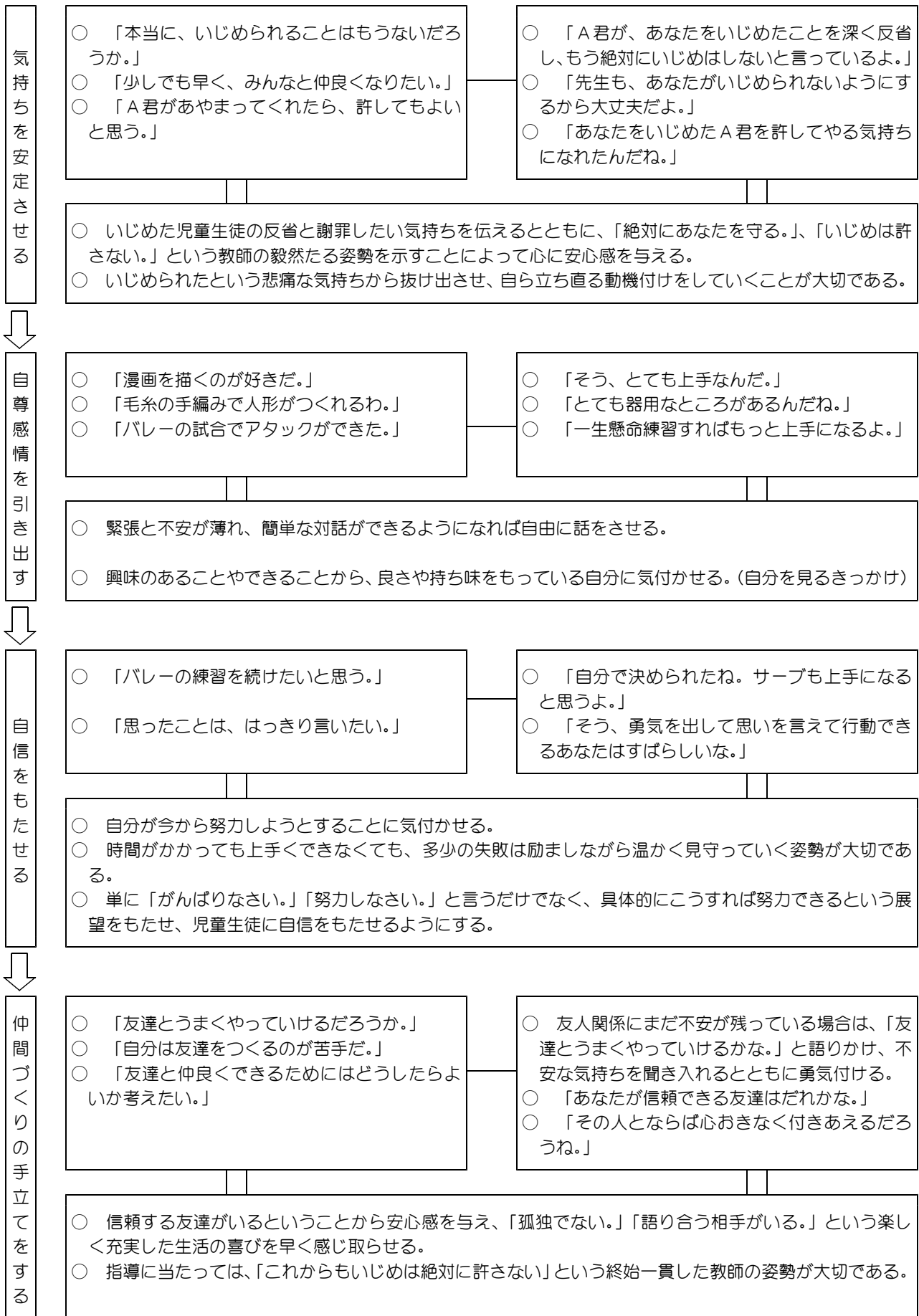
《 全教職員への報告 》

事実が分かったら、全職員に報告して、共通理解を深めることが大切です！

5 いじめられた児童生徒への指導・支援

教師は、いじめられた児童生徒の悲痛な思いを共感的に受け入れて、自信をもって立ち上がろうとする気持ちを育むように指導・支援をしていくことが大切です。

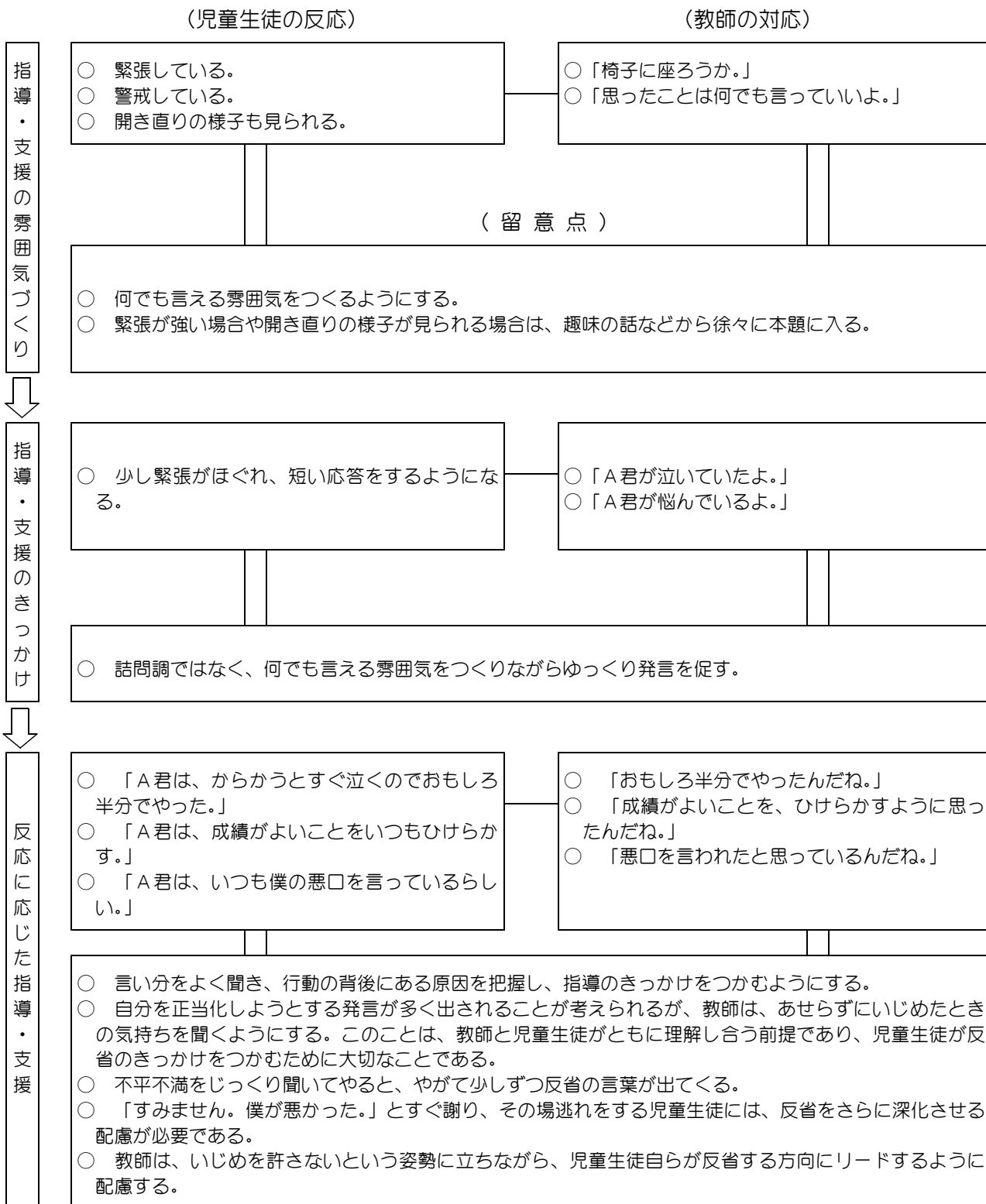




(注) 教師の対応に見られる「くり返し」の手法は、児童生徒に自分自身の理解を促す方法として欠かせないものである。

6 いじめた児童生徒への指導・支援

教師は、学校の指導方針を踏まえて、いじめた児童生徒に対する指導を早急にしなければなりません。特に、いじめた児童生徒の指導において、威圧的な態度で臨むと本質的な解決は期待できません。児童生徒の心に食い込み、変容を促す指導こそ最善の方法であることを認識すべきです。次に示す指導事例は、関係する児童生徒が主体的な反省によって立ち直ることを期待する教育相談的な指導例です。





反省を促す指導・支援

- 「おもしろ半分やったことはいけなかった。」
- 「馬鹿にされているように思い違いをしていたようだ。」
- 「僕も人の悪口を言うことがある。」

- 「おもしろ半分でいじめられたA君は、どんなに悲しい思いをしたらうね。」
- 「思い違いをしていたことに気付いたんだね。」
- 「自分も人の悪口を言うことに気付いたんだね。」

- いじめられた児童生徒の心の痛みについて考えさせ、反省のきっかけをつくるように努力する。
- 児童生徒の立場から反省の芽生えが出てきた段階で、いじめに対する教師の毅然とした考えを示し、いじめが卑劣な行為に基づくことを強く認識させながら反省の深化の方向付けをする。



反省を深化させる指導・支援

- 「A君に対して大変悪いことをしてしまったと思う。」
- 「いつもA君を目のかたきにしてきたようだ。」
- 「A君は、他の友達からもからかわれていたため、毎日つらい思いをしていたと思う。」
- 「A君は、つらい思いをしながらもよく勉強するので偉いと思う。」

- 「A君をいつも目のかたきにしていじめてしまい、悪いことをしたと思うようになったんだね。」
- 「A君が受けた心の傷が、どんなに深いものであったかを考えてやらなければいけないね。」
- 「A君のよさもわかってきたんだね。」

- 「自分の行為や考え方を中心に反省の深化が見られるようになるので、これを契機に自分自身を知ること、相手の心の痛みを知ることの大切さに気付かせる。」



指導・支援のまとめ

- 「A君に謝りたいと思う。」
- 「今後は相手の立場も考えていこうと思う。」
- 「クラスのみならず仲よくしていこうと思う。」
- 「人をいじめることは絶対にしない。」
- 「はい、いいえ」など簡単な言葉で答える。

- 「よくそこまで考えられるようになったね。A君もきっと喜ぶよ。」
- 「今後、君の生活を楽しみに見守っていきたいと思うよ。がんばるんだよ。」
- 「A君のよさもわかってきたんだね。」

- いじめは絶対に許されないという一貫した姿勢で指導する。
- 自発的に謝罪を申し出たら、それを実行するように勇気付ける。
- 心からの謝罪により和解が成立するよう支援する。
- いじめる児童生徒も根本的には、愛情が十分満たされていない場合も多いことから、教師は深い愛情をもって指導に当たることが大切である。

7 関係児童生徒（いじめを取り巻く児童生徒）への指導・支援

いじめた児童生徒といじめられた児童生徒の周りに、くすくす笑う観衆の層があり、その外側に見て見ぬふりをする傍観者がいます。このいじめを許容する雰囲気がいじめを一層深刻なものにしていることは教師をしっかり認識しておかなければなりません。

しかし、「見て見ぬふりをしている児童生徒」や「やめさせたいが注意できないでいる児童生徒」は、いじめ行為への怒りやいらだちの感情をもちながらも、その場に入り込んで非を論じ、やめさせたりするなどの気持ちや行動力を示すことができないでいます。

いじめを根絶するには、「いじめる児童生徒」、「おもしろがって見ている児童生徒」への直接的な指導はもちろんのこと、「見て見ぬふりをしている児童生徒」、「やめさせたいが注意できないでいる児童生徒」がいじめの悲惨さと苦しみを理解し、正義と勇気に目覚めて、思いやりや助け合いの心に満ちた雰囲気をつくれるように指導することが最も大切になります。

このいじめを取り巻く児童生徒の指導が、具体的に展開されるのは学級です。学級担任は、時機を逸せず適切な内容・方法をもって指導に臨まなければなりません。

学級の指導では、いじめの行為がいかに卑劣なものであるかに気付かせ、他人の気持ちを思いやる人間性豊かな児童生徒や不正に対して勇気をもって、行動が取れる正義感があふれる児童生徒を育てなければなりません。

(1) 学級での指導例

指 導 事 項	指 導 上 の 留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの状況を知る。 ○ いじめについて考え、話し合う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒の気持ちについて ・ いじめが行われる背景としての友人関係の在り方について ・ 見て見ぬふりをしたり、注意できなかつたりしたことについて ○ 学級全体が正義を愛し、不正を憎み、お互いを大切にすることについて知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係する児童生徒の気持ちを十分考えて説明する。 ・ いじめられた児童生徒の悲痛な気持ちを十分わからせる。 ・ いじめられた児童生徒がもつ問題点にふれると、学級全体でいじめを再現することにもなるので気を付けなければならない。 ・ お互いを大切にしようという気持ちがなかったことに気付かせる。 ・ 自己中心的な考え方や行為が人を傷つけていたことに気付かせる。 ・ 「自分に関係ないことだ」「注意すると報復される」などをもとに、思いやりの心が足りなかったことや、不正に対しては勇気ある行動が必要なことなどを理解させる。 ・ いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒の友人関係の改善を図る。 ・ 学級全体が明るく、助け合っていくことの大切さを理解させる。

(2) 全校での指導例

いじめについて、全校的な指導を必要とする場合は、お互いを大切にする人間尊重の精神がいかにかつ大切であるかという視点で指導し、「いじめは絶対許されないことだ」という毅然とした態度で臨まなければなりません。

また、児童会・生徒会活動の中で、学校の指導方針が徹底するような積極的な指導を行うことが大切です。

指 導 事 項	指 導 上 の 留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの概要を説明し、次の事項を全校児童生徒に気付かせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめられた児童生徒の心の痛み ○ いじめが発生したことについて、児童生徒で反省すべき点はなかったかを考えさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 他人の心の痛みが分かっていたらどうか。 ・ 他人に対する思いやりの心はあったらどうか。 ・ いじめを見たり聞いたりした時に、正義感をもって勇気ある行動がとれたらどうか。 ○ いじめを出さないための具体的な指導をする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間関係の大切さ ・ 悩みを打ち明けることや希望を語り合うことの大切さ ・ 自分たちの生活をみんなで向上させようとすることの大切さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長を中心として、指導体制を確立し、全職員同じ方針で指導する。 ・ いじめは児童生徒の人権を著しく侵害し、人権尊重の精神が欠如した姿であることを強調する。 ・ 日常の人間関係でお互いを尊重することの大切さを理解させる。 ・ 一人一人が正義感をもって、不正を見逃すことなく、勇気ある行動をとることの大切さを理解させる。 ・ 全校での指導を受けて、学年、学級段階で具体的に指導を展開させる。 ・ 児童会・生徒会活動に発展するよう援助していく。

コラム 「いじめのない学級」のスタイルをイメージする

「いじめのない学級」と「いじめのある学級」の特徴をまとめた比較表です。「いじめのある学級」の特徴のうち3つ以上当てはまれば、いじめが発生している可能性があると考えられます。自分の学級をチェックしてみましょう。

いじめのない学級

- 学級目標が行動目標に具現化され、高い理念をかかげた生活ぶりが見られる。
- リーダーのポジションに誰が立っても、学級全体が心に向けて応援する。
- 朝の会、帰りの会が内容豊かに生き生きと自主運営されている。
- どんなことでも議題化され本音で議論・討論できるシステムとムードがある。
- 新聞・文庫・小動物の飼育・誕生会など、文化的な活動が盛んで、独創的に次々と生み出される。
- どの子ども心を含めて清掃活動にいそしむ。
- クラスの係がそれぞれによく活動していて、他の先生からもほめられる。
- ゴミ箱のゴミが毎日捨てられている。
- 担任とのコミュニケーションがあり、信頼が厚い。生活ノートや学級通信で両者が結ばれている。

いじめのある学級

- 形だけの目標が掲げられているだけで、マンネリ化し、誰も意識していない。
- 気が強く、声の大きい者でないとリーダーが務まらない。
- 朝の会、帰りの会は先生の伝達だけで、「静かにしてください。」と司会が繰り返されている。
- 話し合いができない。マニュアルもない。討論しながら結論に高まらない。
- 学級新聞は3号でストップし、学級文庫も散乱している。レクリエーション等の企画にしらけて、誰も乗ってこない。
- 黒板が汚れている。床にはゴミが落ちており、机の整頓もできていない。
- 係がさぼろうとするなど、係活動が機能しておらず、他の先生の注意を受ける。
- ゴミ箱にゴミがいっぱい押し込まれたままで、あふれているのに気にしない。
- 用事以外はめったに職員室の担任のところに来ない。学級通信もなく、面談や声かけもない。

参考：尾木直樹「いじめ問題とどう向き合うか」、岩波書店、2007

8 保護者への対応

(1) いじめた児童生徒の保護者への対応

一般にいじめた児童生徒の保護者は、いじめられた児童生徒の保護者ほどにはいじめを深刻に受け止めていないことがあります。なかには子どものけんかぐらいに受け取っている保護者もいますので、いじめは絶対に許されないということを理解させることが大切です。

ア いじめられた児童生徒やその保護者の悲しみや怒りの気持ちを理解させる。
イ いじめをやめさせるということだけでなく、いじめた児童生徒のものの考え方、生活の仕方、人間としての在り方まで指導することの大切さを理解させる。

(2) いじめられた児童生徒の保護者への対応

事実関係と学校の指導方針を明確に説明し、「いじめは絶対に許されない。必ず解決する。」という姿勢のもとで信頼を得ることが大切です。

(3) カウンセリング・マインドを生かした保護者との面談の在り方

保護者と学校の連携の必要性は叫ばれても、いざ実際に保護者と関わろうとすると、さまざまな困難に出会うことがあります。

しかし、関わりの困難な保護者ほど、心のなかに寂しさや不安などさまざまな問題を抱えていることもあります。関わりの難しい保護者ほど、理解者を求めているという気持ちで関わると保護者との信頼関係が築かれていきます。保護者との面談の際には、以下の点に配慮するとよいでしょう。

ア 本人の「よさ」に関する情報を得ておく。
イ 保護者の苦勞話にも耳を傾ける。
ウ 問題点のみを指摘するのではなく、今後の生活の在り方など、具体的な話を進めていく。

9 関係機関との連携

いじめた児童生徒が他の問題行動に関与したり、他校の児童生徒及び有職、無職の少年と結び付いていたりする場合などは、学校だけの指導では困難なことがあります。こうした児童生徒の指導には、PTA、関係機関、近隣の小・中・高等学校等と連携を図りながら、早急に具体的な方策を講じなければなりません。

さらに、近隣の人と協力して、いじめの根絶の手だてをとることも必要になります。

また、いじめが原因で、不登校など不適應を示すようになった児童生徒の指導に当たっては、教育研修センター等の関係機関との連携を図っていくとともに、地域によっては、教育相談員等を活用しながら、学校全体としての総合的な指導体制を整備していく必要があります。

(1) 学校の指導の限界を見極めることも大切です。

いじめの状況によっては、学校の指導の範囲を超えていることもあります。そういうときは、その児童生徒の少しでも早い立ち直りを願いながら、適切な関係機関に委ねることも大切です。これは、決して学校の指導の放棄を意味するものではありません。関係機関利用の決定に当たっては、「いじめ不登校対策委員会」等で話し合い、最終的には、校長の判断により決定します。

(2) 率直な情報交換と意見交換が大切です。

関係機関に児童生徒を委ねてしまうと、教師は何かほっとした気分になり、指導の全てを任せっきりになりやすいものですが、教師の指導は実はここから始まると考えて欲しいものです。教師がこれまでにしてきた指導の経過や状況を関係機関に知らせるとともに、教師は、関係機関からの情報を的確に受け止めることが必要です。

(3) 連携のための組織を確立しておくことが大切です。

各学校は、連携できる関係機関の一覧表を独自につくり、状況に応じて選択できるようにしておくことが必要です。問題が起きた時だけの連携ではなく、常日頃から関係機関との人的な交流をしておくことは、とても大切です。

10 基本的な対応

生徒指導は、本来、個々の児童生徒が自己の意志によって判断し、正しい行動ができるように援助する機能です。したがって、各学校では、全職員の共通理解のもとに、生徒指導の計画とそれに基づく組織的な取組の充実が必要です。校長を中心とする一貫した生徒指導を実践するため、次のような体制を整えておく必要があります。

(1) 全職員による組織的な取組

- ① 学校・学年・学級における生徒指導の一貫性を図る。
- ② 一人一人の職員が生徒指導を推進するため、それぞれの役割分担を明確にしておく。
- ③ 児童生徒の生活実態に関する情報の収集と確認・記録をし、職員が的確に対応できるようにしておく。
- ④ 日常における計画的な指導・援助とともに、事態の変化に即応する取組のステップを具体的に順序立てておく。
- ⑤ 職員と保護者、学校と関係機関の間で緊密な連携を組織的にとれるようにしておく。

(2) 職員の心構え

生徒指導を充実し、効果を上げるには、個々の職員が生徒指導に関する研修を積み、組織の一員としての役割をきちんと踏まえて指導に当たることが肝要です。

生徒指導が人間性の陶冶を目指すものであるだけに、職員自身の人間性は大きく影響力をもちます。

例えば、人間関係を豊かにするための指導・援助や、基本的な生活習慣の育成を図る指導を進める時、普段、職員に自己中心的な考え方や行為があったり、生活習慣について自らは努力しないようでは指導の効果は期待できません。要は、職員自らが、自己を律する厳しさと豊かな人間性を身に付けるよう修養に励み、児童生徒に「生きた範」を示すことが大切になります。

11 いじめの未然防止

教師は、日常どのように児童生徒に接し、内面をどの程度理解しているかが大切になります。自分では一人一人を見つめ理解しているつもりでも、冷静に自省してみると、案外、接し方のまずさや知らない面の多いことに気付くものです。

いじめを予防するには児童生徒の一人一人、または、その人間関係を深く見つめる努力ときめ細かな指導・援助を適宜行うことのできる資質が求められます。

【いじめに先手が打てる教職員】

児童生徒の心が見える教師	児童生徒の心が見えない教師
<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から、児童生徒と十分ふれあい、信頼し合える人間関係をつくっている。 ○ 児童生徒が問題のある言動をとる動機や心理的背景を理解しようと努める。 ○ 児童生徒の考え方が自分と異なっている、相手があるがままの気持ちを受け入れ、相手の立場で心の動きを理解しようとする。 ○ 児童生徒の問題や悩みについて、一緒に考えようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 勉強のこと以外で、児童生徒と語り合ったり一緒に遊んだりすることが少ない。 ○ 児童生徒の表面的な言動のみで判断してしまい、なぜ、そのような言動をとるのかを深く考えようとしない。 ○ 最初から自分の考え方を中心にして、一方的に急いで指導しようとする。 ○ 児童生徒の問題や悩みについて、原因の詮索や追及はするが一緒に考えようとしない。

児童生徒のグループの中に気軽に入り親しく話し合える教師	児童生徒のグループに交わることや話し合うことの苦手な教師
<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ内での話合いの中から、児童生徒の実態を把握しようとする。 ○ グループ内で各人が相互に問題点を指摘し合い、また、共感しあう中で誤解などを解かせ、好ましい人間関係をつくらせようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人の行動に大きな影響を与える友達関係やグループの雰囲気を目を向けようとしなくて、個別指導だけをしている。

友人関係を把握し、援助のできる教師	友人関係の把握や援助ができない教師
<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人一人が集団の中でどのような友人関係で結び付いていて、誰が孤立しがちであるかに気付いている。 ○ 孤立している児童生徒が親しみを感じている友人に援助を依頼し、孤独感を取り去るよう配慮している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級の雰囲気には気を遣っているが、一人一人を深く見つめようとせず、また、個人を生かす配慮が足りない。 ○ 一部のリーダーの方に多く目が向き、他の児童生徒への支援が不十分である。

自らいじめの原因をつくることのないよう常に留意している教師	自らいじめの原因をつくっていることに気付かない教師
<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の児童生徒をみんなの前で叱ることは避け、個人的に指導する場や方法に配慮している。 ○ いじめの対象になりやすい児童生徒を十分受け入れ、細やかな配慮で支援している。 ○ いじめに対して、毅然とした厳しい指導姿勢を保ちながらも、いじめる児童生徒の心を温かく理解していく態度で接している。 ○ 学級において、集団でいじめる児童生徒を非難させることなく、学級で孤立させない配慮をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の児童生徒をみんなの前で厳しく叱責することがマイナスのラベリングになり、ひいては、いじめの原因につながることに気付いていない。 ○ 友達から嫌われがちな児童生徒を支援しようとせず、逆にけむたがったりしていることがその児童生徒をますます孤立化させていることに気付いていない。 ○ 「いじめる児童生徒」即「悪い子」というレッテルをはり、その児童生徒の心を感じ取ろうとしない。そのため、その児童生徒が教師からますます離れていくことに気付いていない。 ○ 学級で会を開き、集団の力でいじめる児童生徒を批判し、押さえ込み、いじめる児童生徒をなくそうとする。

いじめを早期に見抜き、即座に手を打つ教師	いじめを早期に見抜けない教師
<ul style="list-style-type: none"> ○ 常に一人一人の言動や様子が日頃と変わったところはないか、注意深く観察している。 ○ いじめのサインを敏感に察知している。 ○ いじめのサインに気付いたら、即刻、指導や支援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員の意にそう児童生徒にはよく声をかけるが、そうでない児童生徒には冷たい対応が見られる。 ○ 児童生徒一人一人を見る目が大きめで、いじめのサインを見逃している。

1 2 教育相談の在り方

教師は児童生徒との信頼と支持に満ちた雰囲気のもと、一人一人の児童生徒が自己理解を深め、自分で責任をもって行動し、問題の解決や自己実現が図られるよう積極的に援助していくことが大切です。そのためには、児童生徒の学業、進路、友人関係及び生き方等の問題について、共感的に理解し、自ら解決の方向を見出し、実行できる段階まで援助を続ける必要があります。また、教師は一人一人の児童生徒のもつ特性を積極的に認めて存在感をもたせ、さらに、自律心や可能性の伸長に努力するよう激励していくことも大切です。

(1) 教育相談の手法

- ① 説得するという姿勢ではなく、児童生徒の言葉を引き出し、心をこめて聴くことに努めます。(傾聴)
- ② 児童生徒の立場に立って、悩みや苦しみ、心情、言葉の意味を理解しようと努めます。(共感的人間関係)
- ③ 児童生徒の考え、行動を評価・批判しないで、まず、児童生徒の言葉に耳を傾け受け入れて、情緒の開放を図ります。(受容)
- ④ 児童生徒の自己決定、自己選択を促します。(自己の可能性発揮への支援)

以上、四つの基本的な態度を生かすため、次のような点を心掛けることが必要です。

・ 受容

教師は児童生徒と話すとき、ともすると指示的・教訓的になりがちですが、まず、気持ちをあるがままに受け入れ、心から聴くように努力することが大切です。そうすることで児童生徒は、自分の話に耳を傾けてくれたという自己存在感をもち、教師に対する信頼感をもつようになります。このような信頼感が以後の相談を容易にします。

・ 繰り返し

児童生徒の述べている言葉から、内容を深めたいと思われる言葉をそのまま教師が繰り返してやります。児童生徒が自分の言葉を他人の言葉を通して客観的に耳にすると、自分の述べたことを改めて認識し、自己を振り返り、自己洞察が深まる契機となります。

・ 沈黙

相談中の沈黙は、何をどう言ってよいかを考えている場合、言ってよいかどうが迷っている場合、自分の心の中を整理している場合、話が一段落してほっとしている場合など大きな意味を含んでいます。沈黙のもつ意味を理解し、時間を与えたいものです。そうしたゆったりとした中で、児童生徒は自己洞察を深めることができます。

・ 要約

児童生徒の話が一段落したときに、教師が、「あなたの話は、こう考えていいのでしょうか。」などと、これまで聞いたことを返すことです。このことによって、児童生徒は、自分の話を教師が真剣に聞いてくれたことを確認し、自分の考えも整理でき、ときには自分の考えの矛盾に気付くこともあります。

- 感情の明確化
児童生徒の微妙な感情をありのままにとらえ、「もっと仲良くしたい気持ちと何だかおっくうになる気持ちが両方あるんだね。」などと、教師の理解を言葉にして返します。このことにより、児童生徒は、自分の感情を整理することができ、自分の問題や課題を自分自身で意識するようになります。
- 質問・リード
質問の際には、一問一答式にならないように、また、児童生徒の話に関係のあることを聞き、児童生徒のもっている問題を引き出すようにします。また、「先生はどう思いますか。」などの児童生徒からの質問があった場合は、質問の意味や内容を逆に教師が問いかけたり、情報を提供したりして、児童生徒自身が選択、決定できるように配慮するなどの適切なリードが大切です。

(2) 面接相談の流れ

段階	相談の流れ	ポイント	児童生徒の意識
事前	①人間関係づくり ②相談の場面の設定	◇ 日常の学校生活を通しての児童生徒との人間関係をもとに、児童生徒が相談しやすい雰囲気をつくっておく。 ◇ 落ち着いて相談できる場所や時間を設定する。 ◇ 事前に相談内容がはっきりしている場合は、資料を準備しておく。	
展開	③相談開始	◇ 明るい雰囲気に対応する。 ◇ 緊張感、不安感を和らげる。(日常的な話題等) ◇ お互いの都合を考え、時間の約束をする。 ◇ 秘密保持を約束する。	◆ 不安・緊張 ◆ 警戒・期待 「どんなことを聞かれるのか。」
	④相談の実際	◇ 相手の話をよく聞く。(うなずき・繰り返し・明確化・リード等) ◇ 表情、視線、手の動きなどに注意する。 ◇ 相談中の記録は原則としてとらない。 ◇ 行動そのものよりも、その背景や気持ち(感情)に焦点を当てる。(さびしさ・くやしき等) ◇ 即効を求めて児童生徒を変えようとししない。(話を途中でさえぎらずに待つ) ◇ 沈黙の意味を考えて対応する。 ◇ 指導助言は、信頼関係ができた後にタイミングよく行う。(情報提供を含めて)	◆ 迷い・不信感 「こんなことを言っても大丈夫かな。」 ◆ 信頼感 「何でも言えそうだ、私のことを真剣に考えてくれている。」 ◆ 自己洞察 「私も反省しなくては。」
	⑤相談の終わり	◇ 必要ならば、次回の相談を約束する。	◆ 自己決定 ◆ 安堵感
事後	⑥相談記録の整理・保管・活用	◇ 継続できる方法で、相談のあらましを記録し保管しておく。 ◇ 困難なケースは、学年や全体で事例研究を行う。 ◇ 秘密の保持に努める。 ◇ 1回の相談ではなく、回を重ねることも必要である。	

1 3 生活体験・社会体験等の充実

教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等と関連付けて行われる体験学習については、それぞれの学校で、下記のような特色のある活動が展開されています。

これらの活動を通して、児童生徒は自然に親しみ、自然に対する畏敬の念をもち、地域社会や生活の知恵に学び、さまざまな人々との交流を深めて幅広い社会性を身に付けていくことができます。

【豊かな人間性を培う体験学習の活動例】

体験学習の種類	学 習 の ね ら い	活 動 例
自然や郷土とのふれあい学習	自然や郷土との関わりの中で、生きることの尊さを感得させる。	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇川学習 ふるさと学習 野鳥観察 星座観測
宿 泊 研 修	教師や級友と寝食をともにすることを通して、規律・共同・友愛・奉仕の尊さを体験的に学び取らせる。	<ul style="list-style-type: none"> 青少年自然の家宿泊（自然教室） キャンプ
勤労・生産的学習（勤労体験学習）	勤労や奉仕活動を通して、役割や責任を果たし、働くことの喜びを感得させる。	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動 一校一善運動 全校美化活動
異 学 年 交 流	学級や学年の枠をはずし、異学年間の児童生徒や教師との相互理解を深め、連帯感や所属感を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい給食 異学年編成による清掃
学 校 間 交 流	学校が相互に訪問し合って、学校行事やその他の特別活動を合同で行い、相互に理解を深め合う。	<ul style="list-style-type: none"> 交流学习 集合学習 一日体験入学
諸施設の訪問	諸施設を訪問し、思いやりやいたわり、奉仕の心を育てる。	<ul style="list-style-type: none"> 老人ホーム訪問 養護施設訪問
世 代 間 交 流	地域社会の昔の様子や伝統芸能・風俗等についての見聞を広め、敬老心や郷土愛を培う。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者との交流

1 4 児童生徒理解を深める校内研修の工夫

研修の内容や実施方法を工夫するために、次のようなことが考えられます。

- (1) 学校の実態に基づいた研修内容を工夫します。
全教職員が共有する身近な問題を取り上げることで、研修への取組を充実させるのに有効です。
- (2) 参加者が自由に問題を提起し、解決に必要な基本的な考え方を十分に検討します。
講師の講演を聞くだけでは十分でなく、参加者の主体性に委ねるような研修会をもつことも有効です。
- (3) 事前の調査で問題点を整理し、討議の形態を工夫します。
討議の形態によって、研修の効果も違ってきます。話し合う問題点によって、全体討議がよいか、小集団討議がよいか、あるいは両方あわせた形態がよいのか工夫する必要があります。
- (4) 自由な話し合いができる雰囲気づくりを工夫します。
参加者が自由に問題を提起し、十分に話し合いができるためには、日頃から教師間のよい人間関係ができていることが大切であることは言うまでもありませんが、研修の場の机の配置や花を飾るなど、ちょっとした心づかいでよい雰囲気づくりができるものです。

いじめの早期発見・対応の流れ(例)

